

## 平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の旧様式による申告等について

平成 30 年 7 月 1 日に地方税法施行規則様式が改正され、現在、京都府ホームページ上の[府税ダウンロードサービス](#)において平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人事業税・地方法人特別税・法人府民税の新様式のダウンロード対応が可能となっておりますが、旧様式の申告書をご使用される場合は、以下のとおりのご対応をお願いします。

### ● 第 6 号様式（中間・確定申告書）及び第 7 号様式（予定申告書）

「第 7 号様式」を「第 6 号の 3 様式」と読み替えてください。

上段「代表者自署押印」及び「経理責任者自署押印」欄  
それぞれ「代表者氏名印」及び「経理責任者氏名」と読み替えて記載してください。

なお、上記読み替えの対象となる申告書は以下のとおりです。

確定申告書：平成 30 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度

予定・中間申告書：平成 30 年 4 月 1 日以後に申告義務が発生したもの  
（平成 29 年 10 月 2 日以後開始事業年度）

修正申告書：平成 30 年 4 月 1 日以後に提出されたもの

旧様式の府民税の控除欄には「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額」がないため、当該控除を受ける場合には、改正後の第 6 号様式及び第 7 号様式（外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書）を使用してください。

改正後の新様式は[府税ダウンロードサービス](#)に掲載していますが、送付を希望される場合は下記の問い合わせ先へご連絡ください。

### ● 第 6 号様式別表 2（控除対象個別帰属調整額の控除明細書）

#### ② 「控除対象個別帰属調整額」欄

「①×23.2/100又は①×20/100」と読み替えて金額を記載してください。

### ● 第 6 号様式別表 5 の 2（付加価値額及び資本金等の計算書）

#### ⑩ 「雇用者給与等支給増加額」欄

「別表 5 の 6 ③又は別表 5 の 6 の 2 ⑦」と読み替えて金額をしてください。

### ● 第 6 号様式別表 5 の 3（報酬給与額に関する明細書）

旧様式には「個人型年金規約に基づく掛金」欄がないため、「役員又は使用人のために支出する掛金等」の 1～5 欄のいずれか使用しない欄の項目名を取消線で消して書き換えていただき、記載してください。

### ● 第 6 号様式別表 6（収入金額に関する計算書）

旧様式の⑥欄を「法附則第 9 条第 18 項の規定による控除額」、⑦欄を「法附則第 9 条第 20 項の規定による控除額」と読み替えて、項番を取消線で消して書き換えた上で記載してください。「法附則第 9 条第 21 項の規定による控除額」がある場合には、上部の「控除される金額」欄に記載してください。

### ● 第 6 号様式別表 9（欠損金額等及び災害損失金の控除明細書）

#### ① 「所得金額控除限度額」欄

「①×50、55/100」と読み替えて金額を記載してください。

### ● 第 7 号の 2 様式（外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その 1））

#### ⑪ 「当期分として算定した法人税割額」欄

「⑩又は第 6 号様式の⑦-⑧-「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額」の金額を記載してください。

### ● 第 7 号の 2 様式（外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その 2））

#### ⑫ 「当期分として算定した法人税割額」欄

「⑫若しくは⑪又は第 6 号様式の⑦-⑧-「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額」の金額を記載してください。